

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、公営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和1年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅の管理に関する事務を行う。 また、公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 収入の申告及び家賃等の決定に関する事務 2 家賃等の徴収に関する事務 3 家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務 4 入居申込及び入居決定に関する事務 5 入居者及び同居者の異動に関する事務 6 同居及び入居の承継の承認に関する事務 7 明渡しの請求等に関する事務 8 収入状況の報告の請求等に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム、中間管理サーバー、住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第19項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 提供しない (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第31項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高岡市都市創造部建築政策課
②所属長の役職名	建築政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50 総務部総務課 電話番号0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50 市長政策部広報情報課 電話番号0766-20-1239

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1特定個人情報を取り扱う事務	公営住宅に関する法律に基づく条例による事務のうち、公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。①公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務②公営住宅法第16条第4項(同法第29条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務④公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑤公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務⑥公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する事務⑧公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する事務⑨公営住宅法第29条第7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務⑩公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務⑪公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務⑫公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅の管理に関する事務を行う。 また、公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 収入の申告及び家賃等の決定に関する事務 2 家賃等の徴収に関する事務 3 家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務 4 入居申込及び入居決定に関する事務 5 入居者及び同居者の異動に関する事務 6 同居及び入居の承継の承認に関する事務 7 明渡しの請求等に関する事務 8 収入状況の報告の請求等に関する事務	事後	見直しによる
平成29年4月1日	1特定個人情報を取り扱う事務	(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)	削除	事後	見直しによる
平成29年4月1日	5評価実施期間における担当部署	建築住宅課長 中野 光成	建築住宅課長 日名田 尚明	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒933-0057	〒933-8601	事後	見直しによる
平成29年4月1日	8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒933-0057 富山県高岡市広小路7-50 経営企画部情報政策課 電話番号0766-20-1403	〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50 市長政策部情報政策課 電話番号0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	Ⅱ 1対象人数	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	Ⅱ 2取扱者数	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	見直しによる
平成30年5月21日	1特定個人情報を取り扱う事務	住宅管理システム	統合宛名システム、中間管理サーバー、住宅管理システム	事後	見直しによる
平成30年5月21日	5評価実施期間における担当部署	建築住宅課長 日名田 尚明	建築政策課長	事後	平成30年4月1日付組織改編等による
平成30年5月21日	8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50 市長政策部情報政策課 電話番号0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50 市長政策部情報政策課 電話番号0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編等による
平成30年5月21日	Ⅱ 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しによる
平成30年5月21日	Ⅱ 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	Ⅱ 1対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	Ⅱ 2取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策		項目を新たに追加	事後	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一部改正による